

2020 年 4 月 28 日

神戸製鋼所健康保険組合
理事長 田辺 圭
(公印省略)

組合規約の一部変更について

掲題の件について令和 2 年 3 月 24 日開催の第 255 回組合会で承認され、近畿厚生局への届出が完了しましたので公告いたします。

1. 支部廃止に伴い「組合規約」の一部を「新旧条文対照表」のとおり変更する。

《組合規約第 3 5 条》

新	旧
(常務理事数及びその職務) 第 3 5 条 この組合に <u>1名</u> の常務理事をおき、 理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこ れを指名する。	(常務理事数及びその職務) 第 3 5 条 この組合に <u>6名</u> の常務理事をおき、 理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこ れを指名する。

摘要時期 令和 2 年 4 月 1 日